資料５

検診機関における要精検率について

長崎県では、令和３年度（令和元年度実施分）より各市町あて「検診機関毎の精度管理指標」の調査を実施しています。
市町が委託している検診機関の精度管理指標値（受診者数、要精検者数、精検受診者数、がん発見数等）をがん種別に報告いただき、集計をしています。

昨年度、令和３年度実施分のがん検診において、受診者数が 100 人以上かつ要精検率の基準値である 2.7%の２倍を超える検診機関を対象にした聞き取り調査を実施しました。
聞き取り調査の結果は、２ページのとおりです。

令和４年度実施分のがん検診においては、昨年度に調査を実施していない２か所の検診機関に対し、４，５ページのとおり、書面による聞き取り調査を実施したいと考えております。
昨年度も聞き取り調査を行った３か所の検診機関については、細胞診判定を行う検査会社に対し、６ページの項目のデータを個別に照会し、更なる要因分析をしたいと考えています。

また、県内の子宮頸がん検診の精度管理の更なる向上を目的として、令和６年度に県内で実施された市町検診による受診者分のデータについて、６ページのとおり、検査会社へ照会のうえ、集計・分析し、県内の検診機関や地域によって要精検率の差異が大きく生じる要因について分析を行いたいと考えております。
今後、その分析結果を踏まえ、必要となる対策等について、子宮がん委員会でご協議いただきたいと考えております。

令和３年度子宮頸がん検診の要精検率に関する検診機関への調査について

昨年度の子宮がん委員会で協議いただいたとおり、令和3年度子宮頸がん検診において、要精検率が国の示す基準値を大きく上回る数値となった以下の検診機関に対し、その要因を分析するため、書面による聞き取り調査を実施しました。

＜調査対象検査機関 検出条件＞

- 検査件数100件以上かつ
  要精検率が基準値の倍（5.4%）以上
- 要精検率（%）と検査件数の積が
  大きいものから順に上位６機関

令和３年度検診結果における要精検率の分布図

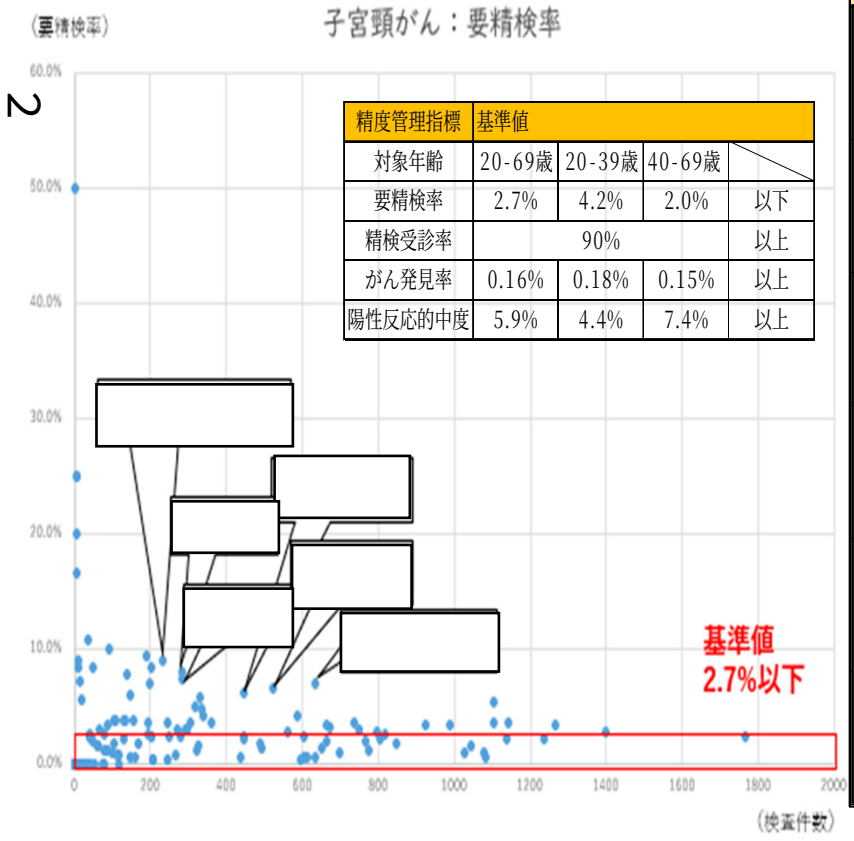

精度管理指標	基準値			
対象年齢	20-69歳	20-39歳	40-69歳	
要精検率	2.7%	4.2%	2.0%	以下
精検受診率	90%			以上
がん発見率	0.16%	0.18%	0.15%	以上
陽性反応的中度	5.9%	4.4%	7.4%	以上

令和６年度に実施した書面聞き取り調査結果のとりまとめ

子宮頸がん	受診者数	要精検者数	精検受診者数	がん発見数	ＩＡ期がん（再掲）	ＡＩＳ	ＣＩＮ１～３	要精検率	精検受診率	がん発見率	ＩＡ期のがん割合	陽性反応的中度	[検診機関回答] 1.検査会社は？ ①依頼している（検査会社名：　） ②依頼していない	1. 要精検率が基準値を上回る要因は？ ① 有症状の方も意向により検査可とし、がん検診として計上しているため ② 異常があれば、がん疑い以外の方も要精密検査としているため ③ 検診受診者が高齢の方ばかりのため ④ その他

令和４年度子宮頸がん検診の要精検率に関する検診機関への調査について

①昨年度に聞き取り調査未実施である2機関（黄色）には、昨年度同様、P4～５のとおり書面による聞き取り調査を行い、有症状者やがん疑い以外の要精密検査等が、子宮頸がん要精検として計上されていないかなど、要精検率が高かった要因、背景を把握したい。

②昨年度聞き取り調査を実施した３機関（白色）については、検診機関のご同意のもと、細胞診判定を依頼している検査会社へ、P6の調査項目の個別数値を照会し、更なる要因を分析したい。
　また、細胞診判定を行う検査会社へ、併せて、令和６年度の子宮頸がん市町検診における全受診者分のデータについてP6のとおり照会を行い、県内全体の要因分析を行いたい。

令和４年度検診における要精検率の分布図：検診機関別

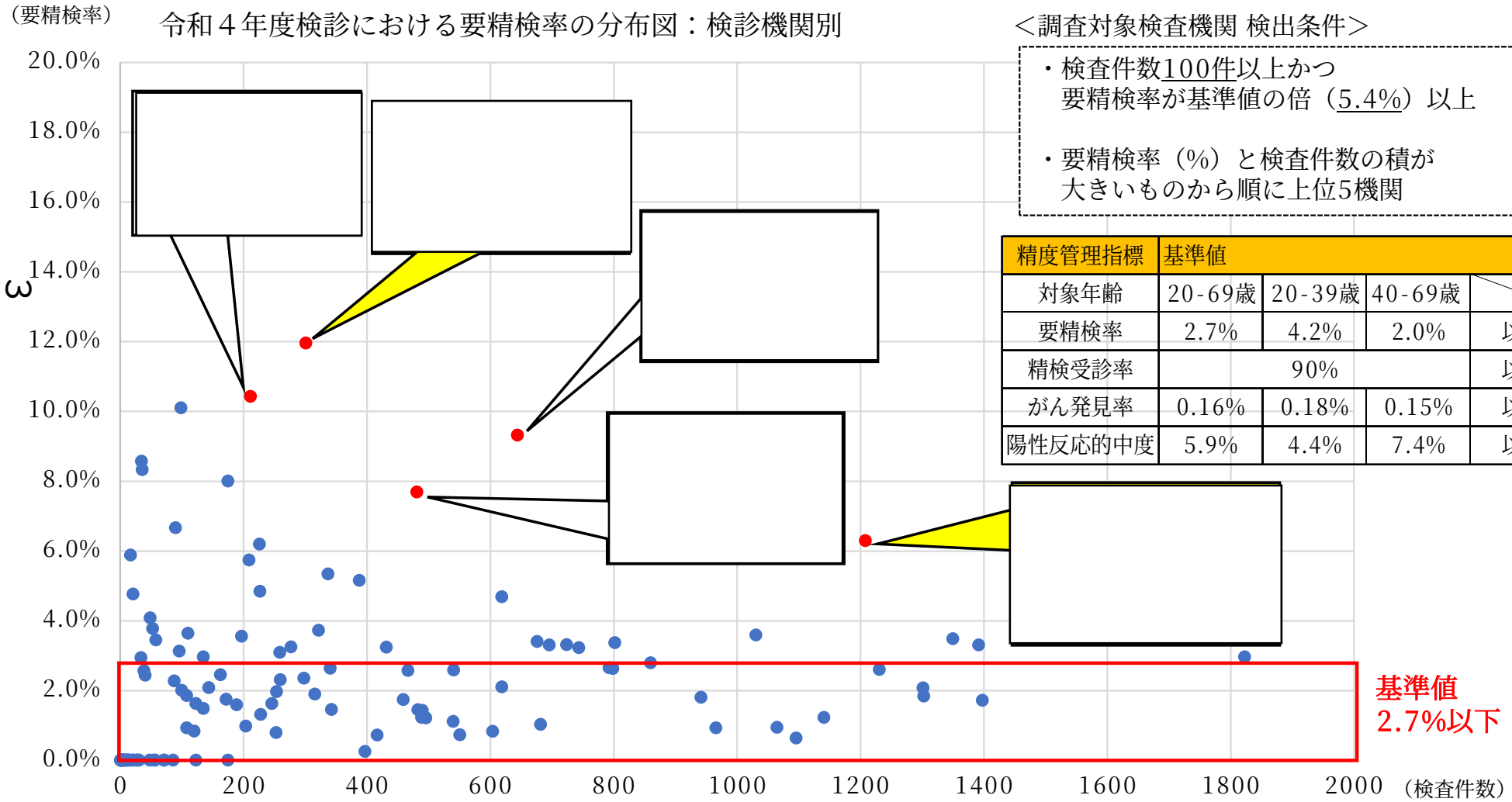

＜調査対象検査機関 検出条件＞

・検査件数100件以上かつ
　要精検率が基準値の倍（5.4%）以上

・要精検率（%）と検査件数の積が
　大きいものから順に上位5機関

精度管理指標	基準値			
対象年齢	20-69歳	20-39歳	40-69歳	
要精検率	2.7%	4.2%	2.0%	以下
精検受診率	90%			以上
がん発見率	0.16%	0.18%	0.15%	以上
陽性反応的中度	5.9%	4.4%	7.4%	以上

●医政第●●●号
令和●年●月●日

（検診機関名）様

長崎県保健医療対策協議会がん対策部会
専門委員会子宮がん委員長　三浦　清徳
長崎県医療政策課長　●●　●●
（ 公 印 省 略 ）

令和４年度検診に係る「プロセス指標値」の調査結果について（依頼）

日頃より、本県のがん対策の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、がんによる死亡率を減少させるためには、徹底した精度管理が必要であるとされていることを踏まえ、令和７年８月２２日付け７医政第２５５号医療政策課長通知により、令和６年度「がん検診の事業評価のためのチェックリスト」の遵守状況並びに令和４年度検診に係る「プロセス指標値」に基づく評価結果をフィードバックしたところです。

ご承知のとおり、プロセス指標値については、検診の種別で適切な「基準値」が国から示されております。

本県では、県子宮がん委員会で協議を行った結果、県内におけるがん検診実施体制の現状等を把握することを目的として、要精検率が「基準値」を大きく上回る医療機関を対象に、その要因について別紙のとおり調査することとなりました。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、別紙の回答用紙により、●月●●日（●）までにご回答くださいますようお願いいたします。

なお、ご提出いただいた回答内容につきましては、県子宮がん委員会委員に共有させていただきますので、ご了承いただきますようお願いします。

〒８５０－８５７０　長崎県長崎市尾上町３－１
長崎県福祉保健部医療政策課
がん・疾病対策班　　木原
電話：０９５－８９５－２４６７

（別紙）

回答用紙

長崎県福祉保健部医療政策課
　がん・疾病対策班　木原　行
FAX　０９５－８９５－２５７３

【●/●（●）〆】
FAX、郵送可

医療機関名：
回答者名：
連絡先：

１．細胞診の判定を外部に依頼している場合、依頼先の検査会社を教えてください。
□依頼している（検査会社名：　　）
□依頼していない

２．別添　要精検率の分布図において、貴院は許容値を超える結果にありますが、考えられる要因ございましたらご選択ください。
□有症状の方も意向により検査可とし、がん検診として計上しているため。
□異常があれば、がん疑い以外の方も要精密検査としているため。
□検診受診者が高齢の方ばかりのため。
□その他（(以下に理由をご記載ください。）

３．ご意見等ございましたらご記載ください。

ご回答ありがとうございました。

※ ご回答いただいた内容について、必要に応じて詳細をお尋ねする場合がございます。
何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

細胞診判定を行う検査会社への照会・要精検率差異の要因にかかる分析について

●以下の内容について検査会社に対し照会を行い、県内の子宮頸がん検診機関や地域によって、要精検率の差異が大きく生じる要因について分析したい。
　なお、今後、子宮がん委員会において、集計・分析した結果を踏まえ、要因にかかるご見解や、今後の改善策等についてご協議をいただきたい。

【子宮頸がん細胞診判定　検査会社へのデータ照会概要（案）】

○照会目的

県内の子宮頸がん検診の精度管理向上のため、検診機関や地域ごとに要精検率に大きな差異が生じる要因等を分析する。

○照会したいデータ

・令和６年度子宮頸がん検診（県内の住民検診）全受診者分にかかるデータ
・受診者個人及び検診機関が特定されないよう加工された、検診機関ごとの下記人員数
・データ区分
「年齢階級別」、「妊婦・非妊婦別」の下記判定区分ごとの数値

（判定区分）

1	NILM（陰性）とされた実人員
2	ASC-US（意義不明な異型扁平上皮細胞）とされた実人員
3	ASC-H（高度扁平上皮内病変を除外できない異型扁平上皮細胞）とされた実人数
4	LSIL（軽度扁平上皮内病変）、HSIL（高度扁平上皮内病変）、AGC（異型腺細胞）、AIS（上皮内腺癌）とされた実人員
5	SCC（扁平上皮癌）、Adenocarcinoma（腺癌）、Other malignant neoplasms（その他の悪性腫瘍）とされた実人員
6	初回検体が不適正とされ再検を受診しなかった実人員、あるいは再検した検体が不適正とされた実人員の合計

※今後、データ提供にご承諾いただけた検査会社の提供データについて集計・分析を行う。

（参考）子宮頸がん検診における要精検率の差異にかかる分析について

●年齢階級別の要精検率については、年齢階級が若いほど高い値を示す傾向があることから、要精検率が高くなっている検診機関における受診者の年齢構成を把握・分析する必要がある。

子宮頸がん検診における要精検率（年齢階級別・検診方式別）

令和３年度検診

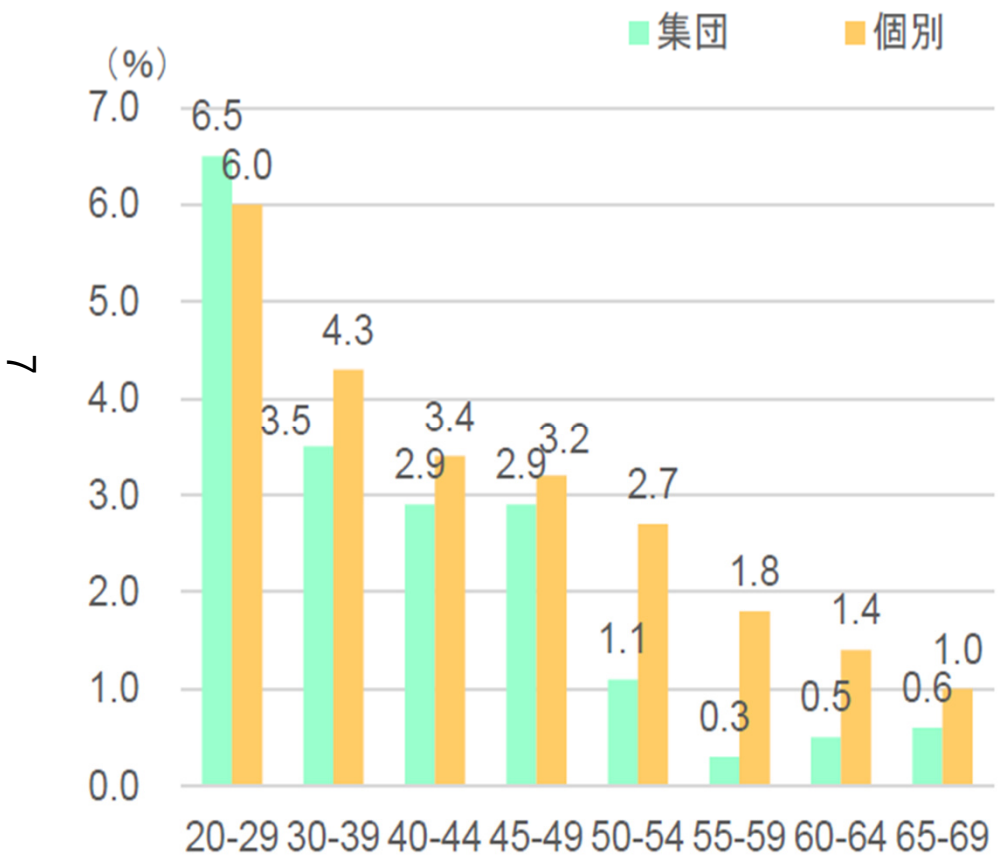

「令和４年度地域保健・健康増進事業報告」

令和４年度検診

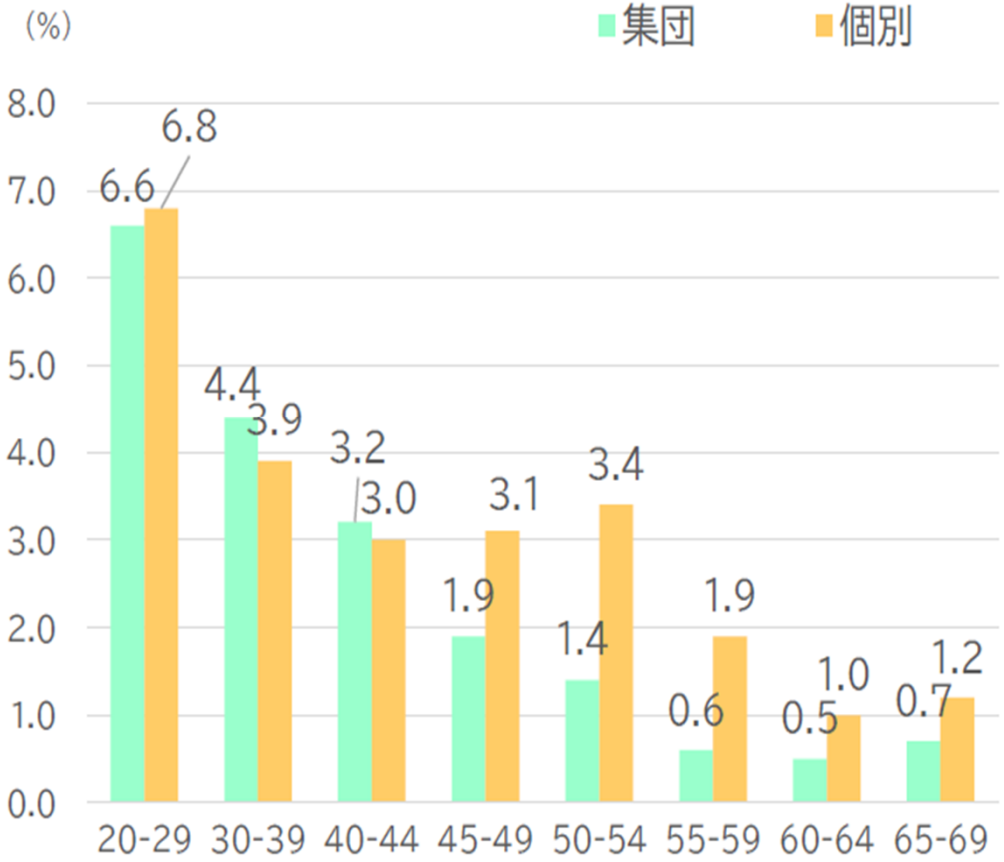

「令和５年度地域保健・健康増進事業報告」

（参考）子宮頸がん検診における要精検率の差異にかかる分析について

●集団検診と比べて個別検診の方が、要精検率が高い値を示している。
個別検診においては、多くの検診機関が検査会社へ細胞診の判定を外注していることから、検査会社の判定結果が要精検率に影響を及ぼしている可能性もある。

令和４年度検診における要精検率
（市町別・検診方式別－集団検診の割合が高い順）

市町名	受診者数	要精検者数	集団検診	個別健診	集団（%）	個別（%）
小値賀町	84	0	84	0	100.0	0.0
波佐見町	383	6	381	2	99.5	0.5
川棚町	807	7	800	7	99.1	0.9
松浦市	855	14	801	54	93.7	6.3
佐々町	479	6	444	35	92.7	7.3
対馬市	745	12	652	93	87.5	12.5
平戸市	502	8	383	119	76.3	23.7
西海市	497	8	328	169	66.0	34.0
新上五島町	222	2	142	80	64.0	36.0
雲仙市	983	17	626	357	63.7	36.3
東彼杵町	180	7	108	72	60.0	40.0
南島原市	812	14	248	564	30.5	69.5
五島市	1,184	39	329	855	27.8	72.2
長与町	1,439	40	297	1,142	20.6	79.4
壱岐市	561	11	110	451	19.6	80.4
時津町	791	44	129	662	16.3	83.7
島原市	2,398	66	318	2,080	13.3	86.7
佐世保市	8,950	231	1,038	7,912	11.6	88.4
長崎市	9,381	452	298	9,083	3.2	96.8
諫早市	3,013	104	50	2,963	1.7	98.3
大村市	2,740	60	0	2,740	0.0	100.0
長崎県	37,006	1,148	7,566	29,440	20.4	79.6

「令和５年度地域保健・健康増進事業報告」

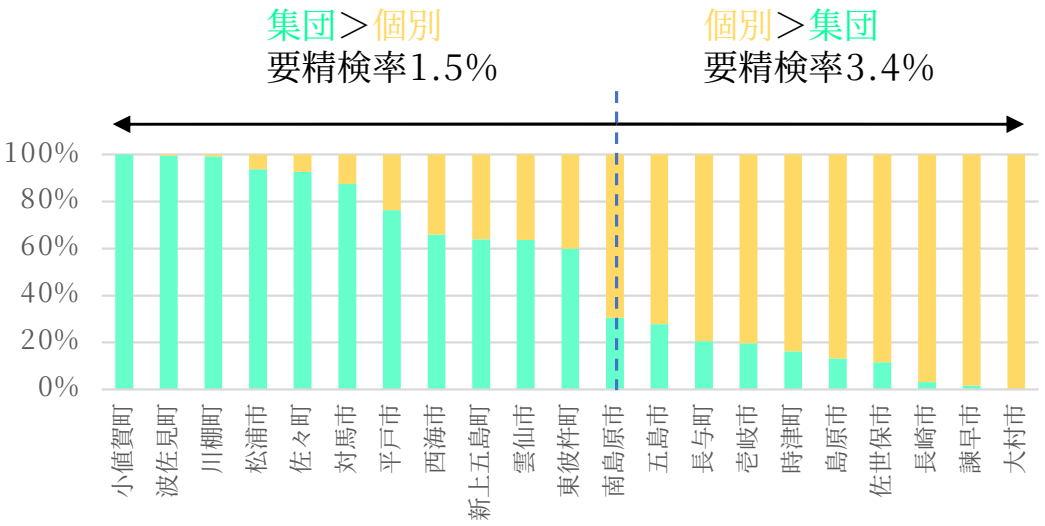

集団検診の割合が高い11市町と
個別検診の割合が高い10市町を要精検者数で比較

	精検なし	要精検
集団検診の割合が高い11市町	▲7,566	▽118
個別検診の割合が高い10市町	▽29,440	▲1,030

P＜0.01
有意差あり

集団検診全体と個別検診全体で比較

	精検なし	要精検
集団検診(1.6%)	▲7,566	▽118
個別検診(3.5%)	▽29,440	▲1,030

P＜0.05
有意差あり

（参考）子宮頸がん検診における要精検率の差異にかかる分析について

●本県は、他県と比較して、２０歳～３９歳の要精検率が比較的高い状況にある。

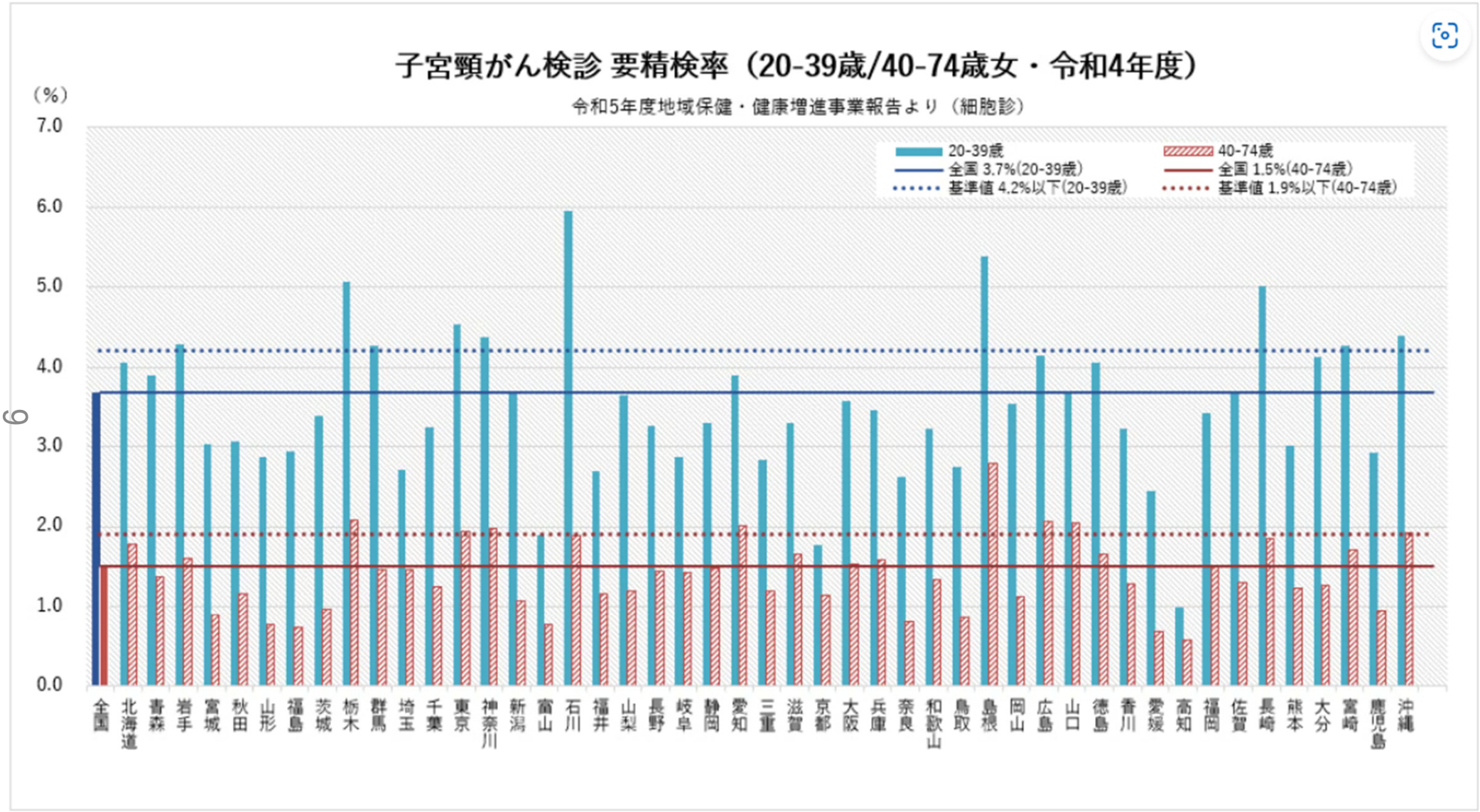

●医政第●●●号
令和●年●月●日

（検診機関名）様

長崎県保健医療対策協議会がん対策部会
専門委員会子宮がん委員長　三浦　清徳
長崎県医療政策課長　●●　●●
（ 公 印 省 略 ）

令和６年度子宮頸がん検診における要精検率の差異にかかる
分析調査ご協力のお願い（依頼）

日頃より、本県のがん対策の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、がんによる死亡率を減少させるためには、徹底した精度管理が必要であるとされていることを踏まえ、令和７年８月２２日付け７医政第２５５号医療政策課長通知により、令和６年度「がん検診の事業評価のためのチェックリスト」の遵守状況並びに令和４年度検診に係る「プロセス指標値」に基づく評価結果をフィードバックしたところです。

プロセス指標値については、ご承知のとおり、検診の種別で適切な「基準値」が国から示されておりますが、県内の検診機関によっては、その基準値を大きく超える場合がある状況です。

このため、県子宮がん委員会で協議を行った結果、県内における子宮頸がん検診の精度管理の更なる向上を図ることを目的とし、細胞診判定を依頼している検査会社へ、別紙の内容のとおり照会し、検診機関や地域により、要精検率の差異が大きく生じる要因等について分析することとなりました。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、市町検診を実施されている皆様に、当該検査会社への照会を行うことについて、その趣旨のご理解を賜り、ご賛同をいただきたいと存じますので、別紙の回答用紙により、●月●●日（●）までにご回答くださいますようご協力のほど、よろしくお願いいたします。

〒８５０－８５７０　長崎県長崎市尾上町３－１
長崎県福祉保健部医療政策課
がん・疾病対策班　　木原
電話：０９５－８９５－２４６７

（別紙）

回答用紙

長崎県福祉保健部医療政策課
　がん・疾病対策班　木原　行
FAX　０９５－８９５－２５７３

【●/●（●）〆】
FAX、郵送可

医療機関名：
回答者名：
連絡先：

１．細胞診の判定を外部に依頼している場合、依頼先の検査会社を教えてください。
□依頼している（検査会社名：　　）
□依頼していない

２．貴機関において令和６年度に実施した子宮頸がん検診の個別データ（個人及び検診機関が特定されないよう加工されたデータに限る）を、細胞診の判定を依頼している検査会社から県及び県子宮がん委員会へデータ提供することについて、ご同意の可否をお知らせください。
□賛同する
□賛同しない

３．その他、ご意見等ございましたらご記載ください。

ご協力ありがとうございました。

※検査会社より得られたデータを踏まえた分析結果については、ご賛同いただきました皆様へ、後日共有いたします。
何卒、調査趣旨へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。